

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成26年5月15日

各 位

～『家計にやさしい収入保障』の自在性向上によるリニューアル～



～三大疾病にそなえる保障も選択できます～

無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：島田 一義）は、『無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）～販売名称～「家計にやさしい収入保障」』を商品改定し、平成26年6月2日より販売いたします。「家計にやさしい収入保障」は、「低廉な保険料で家計の節約をしっかりとサポート」をコンセプトに「のこされたご家族の毎月の収入を確保」し、「三大疾病罹患時の収入を確保」可能な商品として平成24年8月より発売を開始いたしました。

このたびのリニューアルでは、三大疾病収入保障特則^{※1}に年金種類を追加したほか、お申込み時の取扱いを一部改定したことにより、さらに幅広いお客さまのニーズにお応えできるようになります。

《リニューアルのポイント》

①三大疾病収入保障特則に年金種類を追加します。

- ・三大疾病年金に現行の有期年金^{※2}に加え、確定年金^{※3}を追加します。有期年金は保険期間満了までの長期的な保障を提供可能とする一方、確定年金は支払期間を一定期間とすることで低廉な保険料で保障が提供可能となり、お客さまのニーズに合わせて保障をご選択いただけるようになります。

②三大疾病保険料払込免除特則^{※4}および三大疾病収入保障特則の保険料を見直します。

- ・三大疾病保険料払込免除特則および三大疾病収入保障特則（有期年金）において、保険料率を見直すことでより低廉な保険料^{※5}を実現しています。

③お申込み時の取扱いを一部改定します。

- ・健康体割引特約^{※6}を付加する際の最低年金月額を現行の15万円から10万円に引き下げる^{※7}ほか、保険期間満了年齢を50歳～70歳の各歳で選択可能とするなどの取扱改定を行います。

※1 三大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態に該当された場合に、三大疾病年金をお支払いする特則。

※2 三大疾病年金の支払事由に該当した場合、以後、主契約の支払事由に該当しない限り保険期間満了日の翌日までお支払いする年金種類。

※3 三大疾病年金の支払事由に該当した場合、以後、年金支払期間満了日（1年・5年のいずれか）までお支払いする年金種類。

※4 三大疾病（所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中）により所定の状態に該当された場合に、以後の保険料の払込が免除される特則。

※5 女性の一部の契約年齢・保険期間では保険料が引き上げとなります。

※6 当社所定の条件を満たし本特約を付加することにより、保険料が割引になります。

※7 一部の契約年齢では三大疾病保険料払込免除特則および三大疾病収入保障特則の適用が加入条件となります。

商品のお取扱い・保険料例については、別紙をご参照ください。

当社は、今後ともお客さまに満足していただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話：03-3434-8840

T&D
T&D保険グループ

1. 商品のお取扱い

【主契約】

		現行商品（平成 26 年 6 月 1 日まで）	改定後商品（平成 26 年 6 月 2 日以降）
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)		20 歳～53 歳	20 歳～ <u>54</u> 歳
		※契約年齢のお取扱いは被保険者の性別・保険期間(保険料払込期間)・年金支払保証期間等により異なります。	
保険期間／ 保険料払込期間		50 歳満了～70 歳満了（ <u>5</u> 歳刻み）	50 歳満了～70 歳満了（ <u>1</u> 歳刻み）
年金月額	標準体	10 万円以上（1 万円単位）	<u>10</u> 万円以上（1 万円単位）
	健康体割引 特約付加時	<u>15</u> 万円以上（1 万円単位）	※年金月額のお取扱いは被保険者の性別・契約年齢等により異なります。
年金支払保証期間		1 年、2 年	1 年、2 年、 <u>5</u> 年
保険料 払込方法	回数	月払、年払	
	経路	口座振替扱、クレジットカード扱	
解約払戻金額		なし	
医的選択方法		- 健康診断書・人間ドック扱 - 嘱託医扱	・告知書扱 - 健康診断書・人間ドック扱 - 嘱託医扱
付加できる特約等		- 三大疾病保険料払込免除特則 - 三大疾病収入保障特則 - 健康体割引特約 - 責任開始期に関する特約 - 指定代理請求特約	- 三大疾病保険料払込免除特則 - 三大疾病収入保障特則 - 健康体割引特約 - 責任開始期に関する特約 ・リビング・ニース特約 - 指定代理請求特約
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の対象商品 ※当社が指定した医師の診査後を除きます。	

*リビング・ニース特約は現行商品にご加入の方も中途付加が可能となります。

【三大疾病収入保障特則】

		現行商品（平成 26 年 6 月 1 日まで）	改定後商品（平成 26 年 6 月 2 日以降）
年金種類		・有期年金	・確定年金（1 年・5 年） ・有期年金
		<u>10</u> 万円以上（1 万円単位）	<u>5</u> 万円以上（1 万円単位）
三大疾病年金月額		※三大疾病年金月額は主契約の年金月額以下とする必要があります。	

（注）上記のお取扱いは、募集代理店により一部異なる場合があります。

2. 保険料例

(1) 三大疾病保険料払込免除特則・三大疾病収入保障特則（有期年金）の保険料改定

【保険料前提】

- ・主契約年金月額・三大疾病年金月額 : 各 15 万円
- ・保険期間／保険料払込期間 : 60 歳満了
- ・保険料払込方法（回数・経路） : 月払・口座振替扱
- ・主契約の保険料率 : 標準体保険料率
- ・主契約年金の年金支払保証期間 : 1 年

【男性】

契約年齢	現行保険料		改定後保険料		増減額（増減率）	
	三大疾病保険料払込免除特則	三大疾病収入保障特則	三大疾病保険料払込免除特則	三大疾病収入保障特則	三大疾病保険料払込免除特則	三大疾病収入保障特則
20 歳	135 円	4,605 円	120 円	4,050 円	▲15 円（▲11.1%）	▲555 円（▲12.0%）
30 歳	180 円	6,030 円	165 円	5,340 円	▲15 円（▲8.3%）	▲690 円（▲11.4%）
40 歳	270 円	7,965 円	240 円	7,020 円	▲30 円（▲11.1%）	▲945 円（▲11.8%）

【女性】

契約年齢	現行保険料		改定後保険料		増減額（増減率）	
	三大疾病保険料払込免除特則	三大疾病収入保障特則	三大疾病保険料払込免除特則	三大疾病収入保障特則	三大疾病保険料払込免除特則	三大疾病収入保障特則
20 歳	150 円	8,130 円	135 円	7,365 円	▲15 円（▲10.0%）	▲765 円（▲9.4%）
30 歳	225 円	10,920 円	210 円	10,455 円	▲15 円（▲6.6%）	▲465 円（▲4.2%）
40 歳	300 円	13,845 円	285 円	13,200 円	▲15 円（▲5.0%）	▲645 円（▲4.6%）

(2) 三大疾病収入保障特則の年金種類別の保険料

【保険料前提】

- ・三大疾病年金月額 : 15 万円
- ・保険期間／保険料払込期間 : 60 歳満了
- ・保険料払込方法（回数・経路） : 月払・口座振替扱

【男性】

契約年齢	三大疾病収入保障特則		
	有期年金	確定年金（1 年）	確定年金（5 年）
20 歳	4,050 円	960 円	2,940 円
30 歳	5,340 円	1,260 円	4,425 円
40 歳	7,020 円	1,800 円	7,110 円

【女性】

契約年齢	三大疾病収入保障特則		
	有期年金	確定年金（1 年）	確定年金（5 年）
20 歳	7,365 円	1,170 円	3,900 円
30 歳	10,455 円	1,575 円	5,940 円
40 歳	13,200 円	2,205 円	9,000 円

以上

この資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。この保険のご検討・ご契約にあたっては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。